

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 6月27日

【会社名】 日本化学産業株式会社

【英訳名】 NIHON KAGAKU SANGYO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 柳 澤 英 二

【本店の所在の場所】 東京都台東区下谷二丁目20番5号

【電話番号】 03(3873)9223(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 総務部長 百 瀬 譲

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区下谷二丁目20番5号

【電話番号】 03(3873)9223(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 総務部長 百 瀬 譲

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 0円  
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の  
合計額を合算した金額 25,000,000円  
(注) 1 本募集は平成30年 6月26日開催の当社定時株主総会決議  
に基づき、新株予約権を発行するためのものでありま  
す。  
2 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべ  
き金額の合計額を合算した金額は、行使価額である1円  
に当初の対象株式数である1株を乗じ、さらに新株予約  
権の発行数である25,000,000個を乗じた額によります。  
ただし、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払  
い込むべき金額の合計額を合算した金額は、新株予約権  
の行使期間内に権利行使が行われない場合又は新株予約  
権が当社に取得された場合には減少し、また新株予約権  
の対象株式数が調整された場合には減少又は増加しま  
す。  
3 本募集金額は1億円未満ではありますが、企業内容等の開  
示に関する内閣府令第2条第4項第2号の金額通算規定  
により、本届出を行うものであります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

## 【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

日本化学産業株式会社大阪支店

(大阪市中央区上町一丁目23番10号)

日本化学産業株式会社名古屋支店

(名古屋市中区新栄二丁目16番13号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年6月13日付けで提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成30年6月26日開催の第93回定時株主総会において第五回信託型ライツ・プラン設定のための新株予約権の発行に関する議案が承認されたことに伴い、これに関連する事項及び記載内容の一部を訂正し、また、当該定時株主総会に係る議事録の写しを添付書類として追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

表紙

届出の対象とした募集金額

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

第3 第三者割当の場合の特記事項

6 大規模な第三者割当の必要性

第三部 追完情報

1 事業等のリスクについて

2 臨時報告書の提出について

(添付書類の追加)

当社の第93回定時株主総会議事録の写し

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

(訂正前)

## 表紙

届出の対象とした募集金額	その他の者に対する割当	0円
	発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	25,000,000円
	(注) 1 本募集は平成30年6月26日開催予定の当社定時株主総会決議に基づき、新株予約権を発行するためのものです。	
	2 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、行使価額である1円に当初の対象株式数である1株を乗じ、さらに新株予約権の発行数である25,000,000個を乗じた額によります。ただし、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、新株予約権の行使期間内に権利行使が行われない場合又は新株予約権が当社に取得された場合には減少し、また新株予約権の対象株式数が調整された場合には減少又は増加します。	
	3 本募集金額は1億円未満ではありますが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第4項第2号の金額通算規定により、本届出を行うものであります。	

(訂正後)

## 表紙

届出の対象とした募集金額	その他の者に対する割当	0円
	発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	25,000,000円
	(注) 1 本募集は平成30年6月26日開催の当社定時株主総会決議に基づき、新株予約権を発行するためのものです。	
	2 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、行使価額である1円に当初の対象株式数である1株を乗じ、さらに新株予約権の発行数である25,000,000個を乗じた額によります。ただし、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、新株予約権の行使期間内に権利行使が行われない場合又は新株予約権が当社に取得された場合には減少し、また新株予約権の対象株式数が調整された場合には減少又は増加します。	
	3 本募集金額は1億円未満ではありますが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第4項第2号の金額通算規定により、本届出を行うものであります。	

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行新株予約権証券】

##### (1) 【募集の条件】

(訂正前)

<前略>

(注) 1. 新株予約権(第五回信託型ライツ・プラン新株予約権。以下、個々の新株予約権を個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)については、平成30年6月26日開催予定の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)決議に基づき発行するものです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注) 1. 新株予約権(第五回信託型ライツ・プラン新株予約権。以下、個々の新株予約権を個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)については、平成30年6月26日開催の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)決議に基づき発行するものです。

<後略>

##### (2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

<前略>

(注) 6. 当社は、平成30年5月11日開催の当社取締役会(以下「本取締役会」といいます。)において、独立社外取締役を含む当社取締役全員の賛成により、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号ロ(2)に定義されるものをいいます。)の一つとして、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる、大規模買付者グループによる当社株券等の議決権割合が15%( )を超える結果となる大規模買付け等への対応方針として、新株予約権と信託の仕組みを利用した第五回信託型ライツ・プラン(以下「本信託型ライツ・プラン」といいます。)を設定することとし、また、そのための新株予約権の発行について本定時株主総会に付議することを決定しており、本届出書に係る新株予約権証券は、本信託型ライツ・プランの対抗措置発動の準備のために発行されるものであります。

<中略>

・本信託型ライツ・プランの概要

ア.本信託型ライツ・プランの仕組み

<中略>

##### 株主総会の決議

当社は、本定時株主総会において、本新株予約権について募集事項の決定がなされた場合には、下記記載のとおり設定される信託の受託者としての三井住友信託銀行株式会社(予定。以下「本信託銀行」といいます。)に対して、(a)大規模買付者グループに属する者による新株予約権の行使を認めない旨の条項及び(b)当社が大規模買付者グループに属する者以外の者から新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することができる旨の条項(取得条項)等を付した新株予約権を、無償で発行いたします(本新株予約権の内容の詳細につきましては、上記「(2) 新株予約権の内容等」をご参照ください。

##### 信託の利用

当社は、本新株予約権を発行する日に、本新株予約権を信託財産とする信託(以下「本信託」といいます。)を設定するために、本信託銀行との間で信託契約を締結します。信託契約の主な内容につきましては、下記をご参照ください。

また、当社は、本定時株主総会において本新株予約権の本信託銀行に対する無償発行につき承認が得られた場合には、上記記載のとおり、本取締役会の決議に基づき、本信託の受託者となる本信託銀行に対して無償で本新株予約権を発行します。本信託銀行は、信託契約に従って本新株予約権を引き受け、その後当該本新株予約権

を信託財産として、受益者のために管理します。そして、将来、大規模買付者グループが出現した場合には、受託者は、一定の手続に従って確定される本新株予約権の交付を受けるべき受益者に対して、信託契約及び法令等によって要求される所定の手続を経た上で、本新株予約権を交付することになります。

< 中略 >

#### イ. 本信託型ライツ・プランの合理性を高めるための仕組みについて

< 中略 >

設定に際しての株主総会特別決議による承認

米国のライツ・プランは、一般的に取締役会決議のみで導入されています。これに対し、当社が設定する本信託型ライツ・プランは、新株予約権の発行に際し株主総会の特別決議を取得することを予定しております。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

(注) 6. 当社は、平成30年5月11日開催の当社取締役会(以下「本取締役会」といいます。)において、独立社外取締役を含む当社取締役全員の賛成により、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号口(2)に定義されるものをいいます。)の一つとして、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる、大規模買付者グループによる当社株券等の議決権割合が15%( )を超える結果となる大規模買付け等への対応方針として、新株予約権と信託の仕組みを利用した第五回信託型ライツ・プラン(以下「本信託型ライツ・プラン」といいます。)を設定することとし、また、そのための新株予約権の発行について本定時株主総会に付議することを決定しており、本届出書に係る新株予約権証券は、本信託型ライツ・プランの対抗措置発動の準備のために発行されるものであります。なお、本定時株主総会において、本信託型ライツ・プラン設定のための新株予約権の発行に係る議案は原案通り承認可決されました。

< 中略 >

#### . 本信託型ライツ・プランの概要

##### ア. 本信託型ライツ・プランの仕組み

< 中略 >

##### 株主総会の決議

当社は、本定時株主総会において、本新株予約権について募集事項の決定がなされた場合には、下記記載のとおり設定される信託の受託者としての三井住友信託銀行株式会社(予定。以下「本信託銀行」といいます。)に対して、(a)大規模買付者グループに属する者による新株予約権の行使を認めない旨の条項及び(b)当社が大規模買付者グループに属する者以外の者から新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することができる旨の条項(取得条項)等を付した新株予約権を、無償で発行いたします(本新株予約権の内容の詳細につきましては、上記「(2) 新株予約権の内容等」をご参照ください。なお、本定時株主総会において、本新株予約権について募集事項の決定がなされました。

##### 信託の利用

当社は、本新株予約権を発行する日に、本新株予約権を信託財産とする信託(以下「本信託」といいます。)を設定するために、本信託銀行との間で信託契約を締結します。信託契約の主な内容につきましては、下記をご参照ください。

また、当社は、本定時株主総会において本新株予約権の本信託銀行に対する無償発行につき承認が得られた場合には、上記記載のとおり、本取締役会の決議に基づき、本信託の受託者となる本信託銀行に対して無償で本新株予約権を発行します。本信託銀行は、信託契約に従って本新株予約権を引き受け、その後当該本新株予約権を信託財産として、受益者のために管理します。そして、将来、大規模買付者グループが出現した場合には、受託者は、一定の手続に従って確定される本新株予約権の交付を受けるべき受益者に対して、信託契約及び法令等によって要求される所定の手続を経た上で、本新株予約権を交付することになります。なお、本定時株主総会において、本新株予約権の本信託銀行に対する無償発行につき承認が得られております。

< 中略 >

イ．本信託型ライツ・プランの合理性を高めるための仕組みについて

< 中略 >

設定に際しての株主総会特別決議による承認

米国のライツ・プランは、一般的に取締役会決議のみで導入されています。これに対し、当社が設定する本信託型ライツ・プランは、新株予約権の発行に際し株主総会の特別決議を取得しております。

< 後略 >

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 6 【大規模な第三者割当の必要性】

(訂正前)

<前略>

本信託型ライツ・プランの導入及び本新株予約権の発行については、本取締役会において、独立社外取締役を含む当社取締役全員の賛成により、本定時株主総会に付議することが決定されましたが、当該取締役会には、独立社外監査役を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本信託型ライツ・プランの運用が適正に行われることを条件として、本信託型ライツ・プランの設定に同意しております。また、本信託型ライツ・プランの導入及び本新株予約権の発行は、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認を頂くことが条件となります。

<後略>

(訂正後)

<前略>

本信託型ライツ・プランの導入及び本新株予約権の発行については、本取締役会において、独立社外取締役を含む当社取締役全員の賛成により、本定時株主総会に付議することが決定されましたが、当該取締役会には、独立社外監査役を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本信託型ライツ・プランの運用が適正に行われることを条件として、本信託型ライツ・プランの設定に同意しております。また、本信託型ライツ・プランの導入及び本新株予約権の発行は、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認を頂きました。

<後略>



## 第三部 【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

(訂正前)

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第92期)及び四半期報告書(第93期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成30年6月13日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日(平成30年6月13日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(訂正後)

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第92期)及び四半期報告書(第93期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年6月27日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年6月27日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2 臨時報告書の提出について

(訂正前)

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第92期)の提出日(平成29年6月30日)以降、本有価証券届出書提出日(平成30年6月13日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

<後略>

(訂正後)

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第92期)の提出日(平成29年6月30日)以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年6月27日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

<後略>